

国保だより

国民健康保険税は、加入されている皆様が安心して医療を受けられるための貴重な財源です。本年度分の仮算定の納税通知書は5月に既に送付し、本算定の納税通知書は7月中旬に送付を予定していますので、期限内納税にご協力をお願いいたします。

仮算定：前年度から継続して国保に加入されている世帯が、暫定的に前年度並みの保険税額を第1、2期で納税していただくことです。加入状況の変更や前年の所得状況は、ここでは算入されません。
 本算定：加入状況や前年中の所得状況によって、今年度の年税額が決定され、第3期から第10期を納税していただくことです。令和2年4月以降に加入された世帯は本算定からの納税となります。仮算定のあった世帯は、年税額から仮算定額をひいて、8期で分割します。

令和2年度 国民健康保険税額について

令和2年4月1日から令和3年3月31日の加入状況によって、世帯ごとに世帯主に課税されます。

	全ての加入者		40歳～64歳の加入者
	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額（加入者1人につき）	28,500円	8,700円	13,000円
平等割額（加入世帯1世帯につき）	23,500円	7,300円	7,500円
所得割額（加入者の令和元年中の所得に対して）	基準総所得金額の6.76%	基準総所得金額の1.97%	基準総所得金額の2.41%
賦課限度額（保険税の上限）	630,000円	190,000円	170,000円

※基準総所得 = 総所得金額 - 基礎控除額（33万円）

$$\text{年間の国保税} = \text{医療給付分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護納付金分}$$

*医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は、それぞれ、均等割額と平等割額と所得割額を加算し、賦課限度額以下とします。擬制世帯主（国保に加入されていない世帯主）は算出根拠から除きます。

国保税の納期限

仮算定	第1期 6月1日	第2期 6月30日	***	***
本算定	第3期 7月31日	第4期 8月31日	第5期 9月30日	第6期 11月2日
	第7期 11月30日	第8期 12月25日	第9期 2月1日	第10期 3月1日

国保税の軽減制度

- ①低所得世帯への税軽減
 - ②後期高齢者医療制度へ加入した人と、国保加入者が1人いる世帯への税軽減
 - ③65歳未満で、自己都合でなく離職された方への税軽減
- ※①と②は、申請不要ですが、①は加入者全員の所得申告が原則必要です。③は申請が必要です。

国保税の口座振替について

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆様の税等により運営されており、保険税は皆様の医療費にあてられる貴重な財源となります。税を滞納したときは、督促料や延滞金が発生します。また、被保険者証の有効期限や給付に制限がかかることや財産を差し押さえられることもあります。納付漏れのないよう口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は国民健康保険税納税通知書に付属しています。（町内各金融機関と大野町役場健康課窓口にも備え付けてあります。）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少に伴う減免について

国保税の納付が困難になった方は、減免などが受けられることがありますのでご相談ください。

～減免の対象となる世帯～

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入や給与収入など減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯

【要件】

- ①事業収入や給与収入などのいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ②前年の所得の金額の合計額が1000万以下であること。
- ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万以下であること。

～減免の対象となる保険税～

令和元年度及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に通常の納期限のもの（年金天引の場合は、年金支払日のもの）。

※減免額の算定方法についてはお問い合わせください。

問合せ先 健康課 ☎ 34-1111